

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月17日
【会社名】	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
【英訳名】	SBI Global Asset Management Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 朝倉 智也
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員CFO 小笠原 靖行
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長朝倉智也および執行役員CF0小笠原靖行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、その他の連結子会社1社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲とその指標の決定については、当社の報告セグメントであるアセットマネジメント事業及びファイナンシャル・サービス事業のいずれもカバーすることができるよう、それぞれの事業セグメントの中核会社であるSBIアセットマネジメント株式会社とウエルスアドバイザー株式会社を重要な事業拠点として選定した。また、各事業における対象会社の選定にあたって採用した指標は、資産運用並びにこれに関連するサービスを主たる事業とする当社グループにおいてその事業拠点の規模を適切に表すものとして売上高が適切であると判断した。なお、連結売上高に占める2社の合計売上高の比率は83.6%となっている。また、企業の事業目的に大きく関わる取引である販売、購買及びそれに関わり多額に計上される勘定科目として、「売上高」「売上原価」「売掛金」「未払金」に至る業務プロセスを評価の対象とした。当連結会計年度末における全社的な内部統制は有効であると評価しており、当該評価結果を前提として従来より採用している割合である連結売上高のおおむね3分の2程度に達している。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとしてのれんプロセスを評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし

5【特記事項】

該当事項なし